

(問) 次の場合、生活保護法(以下「法」という。)第六十三条に基づき費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつか。
一、障害福祉年金が遡及して支給されることとなった場合。
二、被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合。

(答)

一、二について

国民年金法に基づき障害福祉年金を受給しようとする者は、社会保険庁長官に自己の受給権について裁定の請求を行い(国民年金法第十六条)、社会保険庁長官は、同法第三十条に定める障害認定日における裁定請求人の障害の程度等、同法第五十六条以下に定める受給要件の審査を経て裁定を行います。

裁定の結果、受給要件を満たしている場合には、「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給が開始されます(国民年金法第十八条)。また、被保険者の裁定請求が遅れたり、あるいは裁定に時日を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることとなります。このことから、請求の有無にかかわらず、年金受給権は、年金支給事由が生じた日

に当然に発生する具体的権利であると解せられます。

したがって、この権利は生活保護法上、被保護者の「利用しうる資産」に該当し、年金支給事由発生日以後、被保護者は「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」(法第六十三条)こととなります。

資力の発生時点を支給事由発生日とする理由は、社会保険庁へ裁定請求した日あるいは裁定があった日とすると、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等恣意的要素によって資力の発生時点が異なることとなるからで

す。

例えば、保

護開始と同時に年金を受給した場合と、自立直前、あるいは、保護廃止後に受給した場合において、前者の場合は、生活保護受給中に資力として認定されますが、後者は逆に資力として認定されず、自立後の生活費に充当できることとなるものであり、あらゆる収入資産を活用した上でその不足分を給付するという、制度の公平性、一貫性を欠くことにもなります。

以上のことから、ご質問のケースについては、年金が遡及して支

相談室

給開始される日には、法第六十三条の返還請求の対象となる資力が発生したこととして取り扱うのが妥当であり、その日以後に支給された保護費について返還請求の対象となります。

なお、年金受給権は「その支給事由が生じた日から五年を経過したときは、時効によって、消滅する」(国民年金法第百二条)こととされていることから、被保護者の生活歴や障害の発生時期、障害の程度等を検討し、年金の受給要件を満たすと思われる場合には、速やかに受給手続をとるよう指導することが必要で

す。

また、既に年金を受給している者の場合には、当然収入認定することとなりますが、中には受給の事実を確認せず、かなりの期間経過後になって発見し、しかも、既に年金を消費済であるとの本人の申し立てのみにより年金支給額の一部分についてしか返還措置の取扱いをしていない事例も見受けられるので、被保護者に対し届出義務の周知徹底を図るとともに、福祉事務所においても年金受給の確認については十分な調査を行う必要があります。

二、二について

相続の開始に当たって、相続人が数人あるときは、相続財産は共有に属し、各共同相続人はその相続分に応じて被相続人の権利義務を承継することとされています(「共同相続」、民法第八八条・八九九条)

共同相続人は、被相続人が遺言により一定期間内分割を禁じた場合を除いて、協議によって遺産の分割をすることができ(民法第九〇七条)、この効力は相続開始のときに遡って生ずることとされています(民法第九〇七条)。

また、相続は、死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされています(民法第八二条・八九六条)。

従って、法第六十三条に基づき費用返還の対象となる被保護者の資力の発生時点は、相続の手続が完了した時点ではなく、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還を請求できることとなります。

なお、相続が開始される前においては、推定相続人の地位は、現状が継続すれば相続開始の際に相続の効果を受けるであろうという期待権の状態にすぎず、その間は、生活保護法上は「利用しうる資産」を有するものとしてとらえることはできないものであります。(保護課)